

第41号 花と緑の美しい春照の町づくり協定

米原市春照地区276世帯（平成10年12月24日締結 平成11年2月1日認定）

協定の内容

春照地区の歴史と文化を守り、美しい町、住みよい町として受け継いでいくために自らの創意と工夫により、春照地区全体の町づくりを「古い歴史と文化の香る町」「温かい人と活力のある町」「人と人の交流でつくる町」「美しい町並みと花の町」の4つをポイントとして「美しい町づくりは、自分の庭や家の周りから」を合言葉に町づくりを進めていく。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 周辺景観と調和したもの
- 商店街の広告看板は町並みと調和したものとする
- 宿場町として栄えた区域は、春照太鼓踊りの伝統行事にふさわしい趣ある景観形成に努める

【敷地の緑化】

- 潤いのある町並みとするため、緑化に努める
- 四季折々に咲く花を植える
- 道路沿いに垣、柵を設置する場合は、生け垣にする

【公共地の緑化および美化】

- 公園等の緑化、美化に努める
- ため池周辺の空き地を利用して、憩いの場を設ける



地域の沿革と概要

春照地区は、伊吹山の麓の集落として古くから栄えた歴史的にも、景観的にも素晴らしい地域である。春照は豊かな水源に恵まれていたことから、氷上神所などと呼ばれた由縁がある。特に村はずれの白谷には小籠の清水と呼ばれ、ヤマトタケルが山を下りて清水を飲んで目覚めたのがこの白谷の清水であるとの伝説がある。

現在5年に1度奉納される春照太鼓踊りが1671年に始められ、県選択無形文化財の指定を受け、太鼓踊りの保存会の人々手で、連綿と受け継がれ、地域の誇りとして伝承している。



活動内容

センターモニュメントの設置、春照景観地区歴史スポットの設置、総合案内板、ポケットパークの設置、各戸花づくり



第42号 花と緑と「わ」のあるまちづくり協定

草津市大宮町81世帯（平成10年6月1日締結 平成11年2月1日認定）

協定の内容

大宮町自治会の子どもからお年寄りまでの協同作業により、町民の「わ」を形成しつつ、区域内を花と緑のある美しい住みよいまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 落ち着いた色調

【敷地の緑化】

- 道路沿いにプランターを設置し花を育成する
- 道路沿いに垣、柵を設置する場合は生け垣とする
- 道路から見える場所にはできるだけ中高木を植栽する



地域の沿革と概要

本町は、旧来から市街地の中にあり大正5年頃に旧大路井から小汐井神社の宮町として、世基、神楽町とともに誕生し、大宮の町名は大路井の大と神社の宮を取り大宮町とされた。

戦後間もない頃までは、約50世帯程度で推移していたが、国の高度成長に相まってその数も順調に伸び、現在では100世帯を超える大世帯となった。



活動内容

草花のコンテナ植栽



第43号 ^{かさ はら} 笠原自治会 水と緑あふれる風景と歴史を守り育てるまちづくり協定
守山市笠原地区152世帯（平成10年10月1日締結 平成11年2月1日認定）

協定の内容

歴史的文化遺産の伝承と里中清流の調和する景観を守り、美しい自然を生かした桜並木と菖蒲池の緑の環境を通じて安らぎと潤いのあるまちづくりに努める。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 周辺景観と調和したもの

【敷地の緑化】

- 道路に沿いに生け垣設置
- 既存樹木の維持管理
- 四季折々の花木植栽

【公共地の緑化および美化】

- 歴史的文化遺産周辺の美化と緑化
- 小川に水生植物植栽と浄化
- 道路、公園の花木植栽



地域の沿革と概要

当地域は守山市東北部に位置する野洲川が形成した肥沃な田園地帯であるが、近年地域開発とともに湧水が途絶え生活環境に変化を来しつつある。このため広大な自然に恵まれた歴史的文化遺産である蛸江神社周辺を中心として「とりもどそう水と緑あふれる美しい笠原」をスローガンに住民一丸となって住みよいふるさとづくりの活動を進めている。



活動内容

鎮守の森の景観整備、水生植物の植栽管理、湧水整備と小川の清掃浄化、桜並木の美化活動、沿道の生け垣とゴミ集積場に緑化、花づくり運動と花壇の設置

第44号 ^{いわくらちょう} 岩倉町 ^{いしく} 清流と石工のふるさとづくり協定
近江八幡市馬淵町岩倉地区162世帯（平成10年12月28日締結 平成11年2月1日認定）

協定の内容

「清流と石工のふるさとづくり」をスローガンとして、地域住民が連帯の輪を広げることにより、歴史と伝統を守る美しい住みよいまちづくりを目指すとともに参画する者の心の豊かさを育てる。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 周辺景観と調和したもの

【敷地の緑化】

- 各戸に自然の花壇を造り、四季折々の花を育てる
- 石工の里らしい、生け垣・樹木の植栽
- 既存樹木の維持管理

【公共地の緑化および美化】

- 河川の美化に努め、螢火舞う憩いの場を設ける
- 公道の美化および空き地を利用し、花木ある心のやすらぎロードづくり
- 公共用地に自然木を利用した東屋をつくり憩いの場を設ける



地域の沿革と概要

岩倉町は中世から岩倉山より良質の石材を産出し、八幡城、大阪城等の工事にも携わったと記され、由緒ある石積みを行ったといわれる歴史と自然豊かな農村集落である。

平成7年からふるさとづくり促進委員会を設置し、町内の環境美化や住みよいまちづくり活動を進めている。



活動内容

美化運動の展開、緑化活動の展開、手作りの東屋、藤棚設置、歴史学習会、行政参画学習会、石工の館設置等



第45号 みなみうしろ だに 南後谷「溪流にひびくガッタリの郷づくり」協定

多賀町南後谷地区29世帯（平成10年9月24日締結 平成11年2月1日認定）

協定の内容

多賀町南後谷に今も残るきれいな水と美しい木々を守り育てるとともに、活気にあふれ誇りのもてる住みよい郷づくりをおこなう。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 落ち着いた色彩

【敷地の緑化】

- 落葉中高木を植栽する
- 【公共地の緑化および美化】
- 河川の浄化対策を講じる
- 既存樹木の維持管理
- 沿道に落葉中高木の植栽

【広告】

- 木々の素材、色彩を生かした看板・表札等の統一



地域の沿革と概要

当地区は、多賀町東部の南北形成の村で、高室山の西に位置する。後谷川が南北に流れ、その地域に約1.5kmにわたり人家が点在する山間の小集落である。古くから絶えることのない清水に恵まれ栄えてきたが、日照時間、不便な交通、多雪など厳しい自然環境で過疎化が進み、その対策として活気にあふれ、誇りのもてる住みよい郷づくりをめざし、「村づくり検討委員会」を設置し、頼る姿勢からの脱却をポリシーに積極的なまちづくりを目指している。



活動内容

沿道清掃、河川清掃、視察研修、もみじの植栽、アジサイの苗づくり、看板設置



第46号 たが 多賀の門前町を育て、品格があり美しく住みよい町をつくる協定

多賀町多賀地区187世帯（平成10年10月5日締結 平成11年2月1日認定）

協定の内容

多賀大社の門前町として栄えてきた地域内の歴史的・文化的に価値の高いまち並みを守り、多賀にふさわしい品格があり、住みよく美しい町をつくる。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根とひさしのあるものを尊重
伝統的な建築様式による2階建て
- 色彩 落ち着いた色彩

【敷地の緑化】

- 敷地内の緑化および花を植える
- 【公共地の緑化および美化】
- 河川の浄化対策を講じる
- 河川と調和のとれた建物

【広告】

- 広告・看板等の統一



地域の沿革と概要

多賀町の中心である当地区は、古来から多賀大社を中心とする門前町として、歴史と文化の香り高い町として栄えてきた。また、当字の周辺には、4つの住宅団地が開発され、多賀町内で一番人口増加率が高い地区であり、門前町としての景観対策と共に新興住宅の景観対策についても一体的に取り組もうとしている。



活動内容

クリーンパトロールの実施、河川清掃、美化活動、花壇づくり、モニュメントの設置、ポケットパークの整備



第47号 公園を囲む緑の住宅地を創造する十里まちづくり協定

栗東市十里地区53世帯（平成11年2月26日締結 平成12年2月3日認定）

協定の内容

住環境整備事業をきっかけにした緑化と町並み整備で、みんなが笑顔で暮らせるまちをつくることを目的とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 落ち着いた色彩で周囲と調和させる

【敷地の緑化】

- 宅地周囲は生け垣で囲み、3m以上の庭木を植える

【公共地の緑化および美化】

- 電柱の宅地内建て込みと路上駐車をなくし、道路景観を向上させる
- 公園・緑地・水路は自分たちできれいに維持管理する



地域の沿革と概要

J 栗東駅の琵琶湖側2kmに位置し、草津市と守山市に隣接する。

平成10～13年度に小規模住宅地区改良事業による住環境整備が行われ、町並みは一変した。街路樹と生け垣に囲まれた住宅地と、公園のせせらぎやナマズ型すべり台は子供に人気がある。

このすばらしい住環境を、住民自らが守り育てる活動が始まったところである。



活動内容

緑地美化作業、生け垣づくり、花づくり、景観に配慮した家づくり、公園ワークショップ、朗読劇等



第48号 花と緑を守り育てる やぶさめの里づくり協定

近江八幡市倉橋部町51世帯（平成11年6月2日締結 平成12年2月3日認定）

協定の内容

緑豊かな森林と美しい田園風景および歴史的文化遺産を守り、ふれあい公園にはミニ庭園風の池とその周辺の花と緑を守り育て、清らかなせせらぎのある美しい住みよいまちづくりを進める。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態および色彩
形態および色彩については伝統的なものを重んじ、周囲と調和のとれたものとする。

【敷地の緑化】

- 建築物等の敷地内にある既存樹木の良好な維持管理
- 道路沿いに垣や柵を設置する場合は、生け垣等町並みを考慮したものとする。

【公共地の緑化および美化】

- 花と緑あふれるふれあい公園と清らかなせせらぎ造りを推進するとともに、その良好な維持管理に努める。
- 道路や公共用地および建築物の敷地内に町の木、町の花あるいは四季折々に咲く花や木を植え、町内の緑化に努める。
- 歴史的文化遺産周辺の美化に努めるとともに、樹木や花の植栽を行う。



地域の沿革と概要

当町は緑豊かな安吉山の麓1kmに及ぶ細長い集落で、その南東部一帯に水田が広がる農村地帯である。町の中心部には安吉神社や安吉古墳（横穴式）等、歴史的文化遺産も多く、古代から由緒ある土地でもある。その歴史的文化を継承するとともに、豊かな自然を生かした景観事業に取り組んでいる。



活動内容

堤防の清掃、公共用地の緑化とその維持管理、せせらぎづくり、ミニ庭園や「やぶさめ像」周辺の緑化、フラワーポット・フラワーボックスに四季折々の花の植栽、異世代交流会等

第49号 自然とやすらぎの町大^{だい}中^{なか}まちづくり協定

近江八幡市安土町大中地区64世帯（平成11年12月28日締結 平成12年2月3日認定）

協定の内容

「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の趣旨を尊重し、大中地区ののどかな田園や住みよい町とする事を目的とする

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 色彩 落ち着いた色

【敷地の緑化】

- 既存樹木の維持管理、敷地内への緑化に努める

【公共地の緑化および美化】

- 公園等の緑化や河川、道路の美化に努める



地域の沿革と概要

旧安土町の北部に位置し、昭和40年頃に入植、近代農業の中心地として発展してきた集落である。

近年の農業は能率や経費削減に重点がおかれ、環境や地域のつながりが希薄になってきている現状にあることから、水や緑のありがたさを再認識するため、集落役員が中心となって住みよい町をつくるという機運が高まり、協定を締結するに至った。



活動内容

集落周辺の水田畦畔や道路際等への緑化（花一杯運動）の更なる推進と公園や神社の緑を守り育て後世に伝えていく。

また、廃食油の回収による環境負荷の軽減にも努めていく。



第50号 山門区^{やま かど} 花と緑豊かなまちづくり協定

長浜市西浅井町山門地区63世帯（平成12年1月5日締結 平成12年2月3日認定）

協定の内容

農村集落らしい落ち着いた街並みのある山門において、花と緑豊かな住み良いまちづくりを目指す。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 周囲の景観が良好に保たれるよう、自然と調和するもの

【敷地の緑化】

- 四季折々の花や木を植える

【公共地の緑化および美化】

- 敷地内および公共地の緑化
- 既存樹木等の維持管理
- 大浦川および小川の清掃



地域の沿革と概要

当該地域は旧西浅井町の北部に位置し、周囲を山々に囲まれ、集落の中心には大浦川が流れる花と緑と水の豊かな農村集落である。集落では住宅と自然環境が調和した形成を目指して景観形成活動が行われている。



活動内容

河川清掃、花壇の管理、神明神社の緑化、モニュメントの設置



第51号 花ひらく文化の郷 ^{かなや}金屋のまちづくり協定

東近江市八日市金屋総自治会294世帯（平成12年1月11日締結 平成12年2月3日認定）

協定の内容

花いっぱい運動等の住民相互のふれあい活動を通じて、花と緑いっぱいの潤いのあるまちづくりを進め、次代へ「誇り」と「やすらぎ」を引き継ぎ、住民がいきいきと暮らす住みよいまちをめざす。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 } 周囲の景観に配慮し、良好な景観が
- 色彩 } 保たれるようにする

【敷地の緑化】

- 道路沿いに垣や柵を設置する場合は、周囲の景観に配慮したものまたは生け垣とする
- 道路から見える場所へは、できる限り中高木を植栽する
- プランター、ハンキングバスケット等による花いっぱい運動の展開
- 既存樹木の良好な管理

【公共地等の緑化および美化】

- 歩道等を利用した花壇の設置

【その他】

- シンボル花壇の設置
- 「小路」を生かしたまちづくり
- 啓発看板の設置



地域の沿革と概要

かつてこの金屋地区は、商店街、小学校、織物工場等があり、旧八日市市の中心地域としてにぎやかで自治意識の強い地域であったが、小学校の移転、織物工場の廃業等により、閑居な住宅街となり、高齢化も進んでいる。このような中ではあるが、高いコミュニティ意識のもと、早くからまちづくりに取り組み、近年では、花いっぱい運動など地域の緑化に積極的に取り組んでいる。



活動内容

町内清掃・美化活動、花いっぱい運動（プランター設置、歩道への花植え）、シンボル花壇の設置、啓発看板の設置、「小路」を生かした取り組み、先進地視察研修等



第52号 ^{よしかわ}吉川区 緑豊かなまちづくり協定

野洲市吉川地区237世帯（平成12年3月31日締結 平成12年3月31日認定）

協定の内容

吉川区の区域内を緑豊かな住みよいまちにする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態および色彩については、周囲の調和が図れるように努める

【敷地の緑化】

- 敷地内の緑化および既存の樹木等の維持管理に努める
- 庭木や草花を植栽し緑化に努める

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



コーナースポットの整備

地域の沿革と概要

吉川区は、旧中主町の北端に位置し、旧野洲川が運んできた肥沃な土砂が堆積したことにより、豊かな農耕地として発展してきた。現在、しゅんぎくを始めとする県下でも有数の野菜の産地である。このような中、本地域の中央に位置する野洲川北流廃河川敷地（約22ha）が、平成13年度から県営湖岸緑地（中主吉川地区）として整備されており、これを契機に景観に配慮した緑豊かな地域づくりを進めている。



活動内容

公共地の緑化、フラワーポット設置、清掃作業、区域内研修（ウォークラリー）、先進地視察、景観に配慮したごみ集積所の設置等



ごみ集積所の整備

第53号 花と緑と桜画のロマンが薫る川合寺まちづくり協定

東近江市川合寺自治会24世帯（平成12年11月11日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

花づくり活動等を通じて、住民相互の親睦を深め、花と緑いっぱいの潤いのあるまちづくりを進めるとともに、郷土の歴史を継承し、潤いとやすらぎ、誇りを感じる美しいまちをめざす。

景観形成に関する事項

【建築物】

●形態および色彩については、周囲の景観に配慮し、良好な景観が保たれるようにする

【敷地の緑化】

●道路沿いに垣や柵を設置する場合は、周囲の景観に配慮したものをまたは生け垣とする

●プランター、ハンキングバスケット等による花づくりの推進

●既存樹木の良好な管理

【公共地の緑化および美化】

●空き地や用水敷を利用したミニ花壇の設置、田畑の畦を利用した花づくりの推進

【その他】

●シンボル花壇の設置

●地域が輩出した画家織田瑟々（桜画で有名）にちなみ桜をシンボルにしたまちづくり

●啓発看板等の設置



地域の沿革と概要

川合寺自治会は、市街地近郊にありながら背後に愛知川が流れ、周辺を美しい田園に囲まれた20数戸ののどかな自治会で、昔から野菜苗の栽培が盛んで、近年は花苗の栽培も行われている。そうした土地柄から、市が進める「緑の湖づくり」事業に呼応して地域あげて花づくりに取り組み、地域内の道路や家々はもとより、市北の玄関口として市外から官庁街へ通じる幹線道路沿いに広がる田畑の畦道を色とりどりの花でかざり、道行く人々の目を楽しませるなど地域の緑化に積極的に取り組んでいる。



活動内容

町内清掃・美化活動、花づくり（プランター設置、畦等への花植え）、シンボル花壇の設置、啓発看板の設置、桜をシンボルにした取り組み、先進地視察研修等



第54号 21世紀に継承ごう遺そう老蘇の森と中山道東老蘇郷づくり協定

近江八幡市安土町東老蘇地区88世帯（平成12年12月25日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の趣旨を尊重し、東老蘇地区の自然や文化を守り、住みよい町とする事を目的とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

●形態 勾配屋根

●色彩 落ち着いた色

【敷地の緑化】

●既存樹木の維持管理、敷地内への緑化に努める

【公共地の緑化および美化】

●公園等の緑化や河川、道路の美化に努める



地域の沿革と概要

旧安土町の南部に位置し、老蘇の森と中山道に代表される街道沿いに発展してきた集落である。

近年の生活様式の変化により街道沿いの面影が薄れる一方、従来子ども遊び場となっていた森に人が立ち入らなくなっている現状にあることから、地域のよさを再認識するため、集落役員が中心となって住みよい町をつくろうという機運が高まり、協定を締結するに至った。



活動内容

集落周辺の緑化など身近な所から景観づくりに取り組み、住民参加型のまちづくりを推進していく。



第55号 さとみちに香り広がるまちづくり協定

野洲市安治地区119世帯（平成12年12月10日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

安治区の区域内を花の香りと話し声が広がる住みよいまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 原則として勾配屋根のあるものとする
- 色彩 落ち着いた色調とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ庭木や草花を植栽し、緑化に努める
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- さとみち沿い、川沿い、集会所等には、できるだけ四季を通じて花の香りが漂うような環境を創り出す
- 堤防、公園等にコスモス等の花を植栽する



コーナースポットの整備

地域の沿革と概要

安治区は、旧中主町のほぼ中央に位置し、古くから良質の米が多く収穫される豊かな農村集落である。当区に属する農用地の最北は琵琶湖に接しており、これらほとんどの農用地は、中世末以降の干拓地により耕地化されたもので、こういったことから「安治」と云う集落名も元は「淡地」と称された語が転じたものと云われる。当区では、これまでからも独自の景観を含めたまちづくり活動を展開してきたが、平成13年度区民会館の新築に合わせた修景整備を契機に豊かな景観形成を図っている。



活動内容

公共地の緑化、フラワーポットの設置、清掃作業、先進地視察、区民会館の修景整備等



区民会館の修景整備

第56号 水と緑と語らい広場のあるまちづくり協定

野洲市小比江地区18世帯（平成12年12月25日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

小比江区の区域内を水と緑と語らいのある住みよいまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 原則として勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩は、できるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努める
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



沿道修景整備

地域の沿革と概要

小比江区は、旧中主町の南部に位置し、野洲川下流地帯の肥沃な土壌と豊富な用水に恵まれ、主に野菜の産地として栄えてきた。近年では、特産品の推進として平成6年よりハウスぶどう（愛称：あいちゃん）の栽培が16戸の農家47aで付けられ中主町の新たな特産品となっている。この様に当区は、野菜の栽培が盛んなことから集落の中央に野菜の洗い場が設置されており、この場を中心に区民が憩い語らえる住みよいまちづくりを進めている。



活動内容

公共地の緑化、フラワーポットの設置、清掃作業、先進地視察、遊園地の修景整備等



沿道修景整備

第57号 ^{ひがし あ つじ} 東阿閉区 ドイツの鐘が鳴る美しいまちづくり協定

長浜市高月町東阿閉区90世帯（平成13年2月4日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

周辺を田園に囲まれた農村集落と、その中央に位置する本格的なゴシック様式の尖塔を持つ公民館（ヤンマー会館）が共存する美しい風景を守り育て、潤いのあるまちづくりを進めようとするものです。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 意匠 日本瓦葺の屋根
- 色彩 派手なものは避け、落ち着いたもの

【敷地の緑化】

- 道路沿いに植樹や生け垣を設置する
- 道路から見える場所にはできるだけ中高木を植樹する

【地区内の緑化および美化】

- 区内の緑化や川の浄化に努める



地域の沿革と概要

東阿閉は、周辺を田園に囲まれた農村集落である。

地区のほぼ中央にある公民館「ヤンマー会館」は、本格的なゴシック様式の尖塔を持つ3階建て、北陸自動車道や地区内外からもよく見え、地域のシンボルとなっている。また、地区内は「紅殻塗り」の柱・梁を持つ木造家屋が数多く建ち並ぶ地域性豊かな農村集落の景観を有しており、この両者が共存する景観は、我が国唯一とも言える特徴的なものでたいへん美しい。

ヤンマーディーゼルの創始者「山岡孫吉翁（世界で最初にディーゼルエンジンの小型化に成功）」の生誕地（公民館は、孫吉翁から寄贈されたもの）である。

公民館前の広場にドイツ製の鐘が設置されており、「鐘の鳴るまち」と呼ばれている。

こうした地区の素材（公民館・郷土の偉人・ドイツ製の鐘・農村集落景観など）を活かしたまちづくりを進めている。

活動内容

区内の主要生活道沿いの住民が、自主的に「沿道景観形成協定」を締結しており、沿道の建築物への配慮や生け垣・プランターの設置、道路水路の清掃美化など、景観に配慮した道路空間の創造に努めている。

夜に公民館「ヤンマー会館」のライトアップを行い、夜間の景観にも配慮している。

第58号 ^{しも の ごう} 清流に映える花と鯉と水車の郷 下之郷協定

甲良町下之郷区203世帯（平成13年11月20日締結 平成13年12月3日認定）

協定の内容

花と緑あふれる下之郷の美しい自然環境を守り育て、創意と工夫により活力ある郷を築き、だれもが生きがいと潤いのある住みよい暮らしができるようにする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 農村らしく落ち着いたもので、周囲と調和の図れるものとする
- 意匠、形態および色彩は伝統的なものを重んじ、郷としての落ち着きを感じさせるものとする

【敷地の緑化】

- 道沿いの垣、柵はできるだけ生け垣等景観に考慮したものとする
- 道路から見える位置には、生け垣や中高木を植栽するように努め、既存樹木の維持管理を行うように心がけるものとする
- 各戸は花壇やフラワーポット等を設置し、安らぎの雰囲気をかもし出すように努める

【公共地の緑化および美化】

- 石積み護岸、川底は自然形態（小石、砂）とし、川の浄化、維持管理に努め、自然にやさしい環境づくりに努める
- 河川空間や道路の法面等を利用して、花卉の植栽を行い、美しい田園景観に努める
- 公共用地、安らぎ空間、憩いの場所には緑化をはじめ、東屋、せせらぎの小川等を設け、子どもから老人までが有効に利用できるように努める

【愛護】

- 集落内河川への鯉の放流をはじめ、水生動植物の生育、保護、管理に努める



地域の沿革と概要

鯉と水車の郷下之郷は、集落内を縦横に水路がめぐり、水の見える農村地帯である。

平成2年から始まったまちづくり活動とともに目覚め、積極的に各事業への取り組みにと発展して、水車の設置、水路の中に花を飾るなど、「水と緑」を大切に、「水」と「暮らし」のつながりを取戻そうと情緒豊かな集落づくりに区民あげて取り組んでいる。



活動内容

集落内水路へゴミ止め柵の設置、手づくり水車の設置、花いっぱい運動、手づくりベンチの設置、下之郷スポーツ公園の木々植樹、古文書等字史研究活動等



第59号 花と緑あふれる風景と 先人の心を継ぐ三津屋まちづくり協定

東近江市三津屋自治会55世帯（平成13年12月10日締結 平成13年12月28日認定）

協定の内容

地域の先人たちの水にまつわる苦労や郷土への思いを学び、継承するとともに、花いっぱい運動や美化活動などを通してまちづくりの輪を広げ、農村の良さを再認識し、故郷に誇りを感じる、さわやかな環境の美しいまちづくりを推進する。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 } 周囲の景観に配慮し、良好な
- 色彩 } 景観が保たれるようにする

【敷地の緑化】

- 道路沿いに垣や柵を設置する場合は、周囲の景観を十分に考慮したもの、または、生け垣とする
- 道路から見える場所へは、できる限り中高木を植栽する
- 既存樹木の良好な維持管理に努める
- プランターやハンギングバスケット等を利用した花いっぱい運動の実施

【公共地の緑化および美化】

- 公共地（公民館、広場、墓地、神社等）の清掃の実施
- 花いっぱい運動としてプランターやハンギングバスケット等の設置
- 植樹による緑化の推進



地域の沿革と概要

三津屋自治会は、旧八日市市の西部に位置する純農村であるが、今日では約9割が兼業化している。

昔から天水に恵まれず、農業用地は地下水に依存し、田んぼ1枚1枚に井戸を掘り、つるべで揚水するなど、水を求める先人の苦労やまちづくりの原点となっている。

そうした先人の苦労やまちづくりへの思いを継承するため、歴史学習会の開催や町誌の発行を行うとともに、数年前から花いっぱい運動に取り組み、プランター等で地域内の緑化を図っている。

また、清掃活動にも町内あげて取り組むなど、先人に負けないようまちづくりを推進している。



活動内容

花いっぱい運動、町内清掃、美化活動や環境問題についての学習会、啓発看板の設置、先進地の研修視察、まちの歴史学習会の開催等



第60号 水と共に暮らす故郷（まち）づくり協定

米原市大清水地区85世帯（平成13年12月28日締結 平成13年12月28日認定）

協定の内容

「水と緑の豊かなうるおいのある故郷（まち）を創世するためのまちづくり」を推進するため、区域内の緑化を図ると共に、建築物の色彩・形態については周辺との調和を重視し、また、水と共に歩んできた大清水区の暮らしを継承しながら、次世代にきれいな水と文化を残して、泉神社湧水（名水百選）をはじめ当区を訪れる人々とふれあえるまちづくりを推進する。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 屋根は、勾配のあるものとする
- 色彩 周辺と調和のとれたものとする

【敷地の緑化】

- 大清水区独自の木・花を選定し、積極的な植栽を行う
特に道路および河川に面した部分にはできるだけ植栽を行い、この木・花（大清水区独自のもの）を取り入れる

【公共地の緑化および美化】

- 公園等について樹木、花の植栽を行い、憩いの場としての維持管理に努める
- 泉神社周辺の美化等に努める



地域の沿革と概要

大清水区は、伊吹山麓の丘陵地に抱かれ、市道藤川相撲庭線と国道365号線を境界とし、東西に長く伊吹町の南東部に位置している。

また、地区内には、名水百選の一つである泉神社湧水を有し、名水と自然が薫る美しい里である。



活動内容

大清水区の木および花を制定し守り育てる。

